

第 2 号 議 案

平成 31 年 4 月 23 日

任 用 給 与 課

東京都規則等の新設等について（勤務時間関係、給与関係）

下記の東京都規則等の新設及び一部改正について、申請（別添）のとおり承認する。

記

- 1 平成 31 年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則
- 2 平成 31 年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則
- 3 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都規則等の新設及び一部改正

1 平成31年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則

平成31年度における夏季休暇の取得可能期間を拡大するため、規則を新設する。

項 目 該 当 条 文	内 容
規 定 の 内 容 本文	【「夏季の期間」の読替え】 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第26条に定める「夏季の期間」を以下のとおり読み替える。 (現行) 夏季休暇は、<u>夏季の期間（7月1日から9月30日までをいう。）</u>において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。  (読み替え後) 夏季休暇は、<u>夏季の期間（6月1日から10月31日までをいう。）</u>において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。
施 行 期 日 附則	公布の日

2 平成31年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則

1と同様の新設を行う。

【参考】夏季休暇取得期間の拡大

〔目的〕

任命権者において、職員のライフ・ワーク・バランスを推進する観点等から夏季休暇の取得期間（現行：7月1日～9月30日）を拡大

〔内容〕

- 対象職員 全職員（一般職非常勤職員を含む。）
- 取得可能期間 2019年6月1日～2019年10月31日

〔過去の実施例〕

平成25年度 スポーツ祭東京2013開催に伴い拡大
平成28年度 リオ大会開催・熊本地震の対応に伴い拡大
平成29年度 休み方改革に向けた検証に伴い拡大

□ラグビーW杯開催期間：2019年9月20日～11月2日

□東京2020大会開催期間：2020年7月24日～8月9日（オリンピック）
2020年8月25日～9月6日（パラリンピック）

□スムーズビズ推進期間：2019年7月22日～9月6日

3 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容
捜査等業務手当 別表 1（1）オ（ア）	【特例法の施行に伴う改正】 天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃 →天皇又は皇后、 <u>上皇、上皇后</u> 、皇太子、皇太子妃、 <u>皇嗣、皇嗣妃</u>
小笠原業務手当に関する規定の失効する日 本体附則第2項	【改元に伴う文言整備】 <u>平成34年</u> 3月31日→ <u>令和4年</u> 3月31日
施行期日 附則第1項	令和元年5月1日
経過措置 附則第2項	施行日前に改正前の規則に規定する業務に従事したことにより、施行日以後に支給する手当は、なお従前の例による。

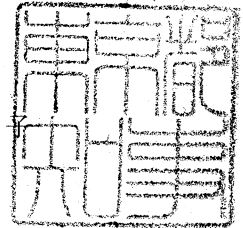
3 1 総人職第 5 3 号

平成 3 1 年 4 月 1 9 日

東京都人事委員会 殿

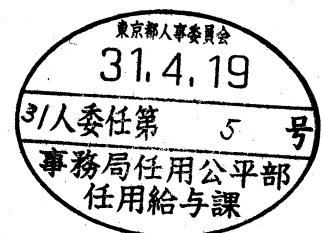
東京都知事

小 池 百 合



平成 3 1 年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則の制定について（申請）

このことについて、別紙のとおり平成 3 1 年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則を制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請します。



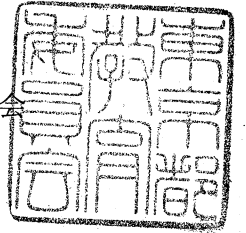


3 1 教 人 勤 第 9 号

平成 3 1 年 4 月 1 9 日

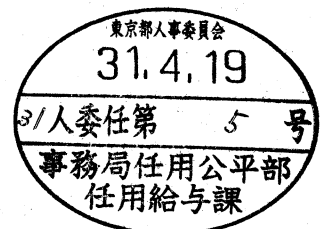
東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会



平成 3 1 年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則の制定について（申請）

このことについて、別紙のとおり平成 3 1 年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則を制定したいので、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 4 5 号）第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請します。





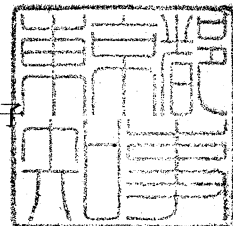
31 総人制第 3 1 号

平成 31 年 4 月 19 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子



警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 52 号）を改正する必要があるので、警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年東京都条例第 44 号）第 29 条及び附則第 3 項の規定に基づき承認方申請します。

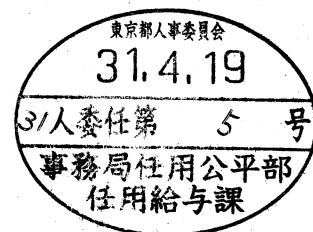
記

1 改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 52 号）

2 改正案文

別紙のとおり



別 添

平成三十一年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則

平成三十一年度における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成
七年東京都規則第五十五号）第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「七月
一日から九月三十日まで」とあるのは、「六月一日から十月三十一日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

●東京都教育委員会規則第 号

平成三十一年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則

平成三十一年度における学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「六月一日から十月三十一日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。
別表1の部(1)の項オ(ア)中「皇后」の下に「、上皇、上皇后」を、「皇太子妃」の下に「、皇嗣、皇嗣妃」を加える。

附 則

1 この規則は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）の施行の日の翌日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、元号を改める政令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行の日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特種勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）						新旧対照表（抄）					
改正案						現行					
第一条から第五条まで（現行のとおり） 附則 1（現行のとおり） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） 2 条例附則第三項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める日は、令和四年三月三十一日とする。 3 及び 4（現行のとおり） 別表（第二条関係）						第一条から第五条まで（略） 附則 1（略） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） 2 条例附則第三項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める日は、平成三十四年三月三十一日とする。 3 及び 4（略） 別表（第二条関係）					
24 か まで	1	種 類	支 給 範 囲	手 当 額	摘 要	24 か まで	1	種 類	支 給 範 囲	手 当 額	摘 要
（現行の とおり）	捜査等業 務手当	(1)アからエまで オ 次に掲げる警衛に従事 した警衛課に所属する職 員 (7) 天皇又は皇后、上 皇、上皇后、皇太子、 皇太子妃、皇嗣、皇嗣 妃その他警視総監が指 定する皇族の警衛 (4) (7)に掲げる皇族以外 の皇族の警衛 (2)から(5)まで	(現行のとお り)	(現行のとお り)	(現行のとお り)	(略)	(略)	捜査等業 務手当	(1)アからエまで オ 次に掲げる警衛に従事 した警衛課に所属する職 員 (7) 天皇又は皇后、皇太 子、皇太子妃その他警 視総監が指定する皇族 の警衛 (4) (7)に掲げる皇族以外 の皇族の警衛 (2)から(5)まで	(略)	(略)